

同志社女子大学ジェームズ会会則

(名 称)

第1条 本会は同志社女子大学ジェームズ会と称する。

(組 織)

第2条 本会は同志社女子大学栄光会会員（在学生の保護者）であった者のうち、第8条の会費を納入した者を会員（以下「会員」という。）として組織する。

2 会員期間は原則として5年以内とし、最長10年まで加入することができる。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、会員と同志社女子大学（以下「大学」という。）との連携を推進するとともに、大学の教育研究事業を支援することによりその環境の充実に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の相互交流に関する事
- (2) 会員の生涯学習、自己啓発に関する事
- (3) 会員と大学との連携推進に関する事
- (4) 大学の教育研究環境充実に対する支援に関する事
- (5) その他目的を達成するため必要と認めた事項

(役 員)

第5条 本会を運営するに必要な役員を次のとおり置く。

1 役員の構成と選出

- (1) 委 員 会員の中から5名を選出し総会において承認を得る。
- (2) 会 長 委員の中より1名を互選し総会において承認を得る。
- (3) 副会長 委員の中より1名を互選し総会において承認を得る。
- (4) 監 事 委員の中より1名を互選し総会において承認を得る。

2 役員の任務

- (1) 委 員 本会運営上の重要事項を審議し、併せて事業の推進を図る。
- (2) 会 長 本会を代表し、会務を統括する。
- (3) 副会長 会長を補佐する。
- (4) 監 事 本会の会計監査を担当する。

3 役員の任期

委員の任期は3カ年とし、会長・副会長・監事の任期は1カ年とする。

(会 議)

第6条

1 総会

定期総会は毎年1回開催する。臨時総会は、必要に応じ開催することができる。

2 総会の審議

総会において、事業計画、予算、決算の審議、役員の承認、会則の改正、その他必要な事項を審議し、役員の過半数の賛成をもって決定する。

3 役員会

役員会は、委員5名（会長1名、副会長1名、監事1名を含む）で構成し、会長の招集によって、事業計画、予算、決算及びその他重要事項を審議する。

（経 費）

第7条 本会の経費は会費・寄付金およびその他の収入をもって充当する。

（会 費）

第8条 本会の会費は次のとおりとする。

1年会費 10,000円

5年会費 30,000円

（会計年度）

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

（事務所）

第10条 事務所を京都府京田辺市興戸南鉾立97-1の同志社女子大学内に置く。

（改 廃）

第11条 本会則の改廃は、役員会、総会の議を経て会長が決定する。

附則 1. 本会則は、2018年4月1日より施行する。